

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

(第5報 R2.4.7現在)

■町内小中学校について

町内の小中学校は4月8日から4月19日まで臨時休校とします。

中学校の部活動は4月19日まで禁止です。

■町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター

町民会館、各地区ふれあいセンター等の利用について、サークル活動や各種団体の会議等の開催は、4月末までの自粛をお願いします。

◎楽集館

4月8日～4月19日まで臨時休館とします（午前9時から午後5時までの間、事前予約本のお渡しと、電話予約による貸し出しサービスのみ行います）。

◎林業センター

林業センターの利用について、各種団体の会議等の開催は、4月末までの自粛をお願いします。

■子どものスポーツ活動について

スポーツ少年団・スポーツリンク活動は、4月19日（日）までは、活動を実施しないこととします。活動再開は学校の再開に準ずることになります。

なお、個人的に学校の運動場などを使って運動することを禁止するものではありません。

■大人のスポーツ活動について

感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場면을回避するため、4月30日まで、屋内の社会体育施設・学校開放施設の使用を禁止します。

個人が屋外施設（学校運動場等）で行う活動は制限しませんが、一度に大人数が集まって密集することのないよう配慮をお願いします。

■保育園・子育て支援センターの対応について

◎保育園

4月17日まで自由登園とします。

◎子育て支援センター

4月17日まで休所とします。

◎こども発達支援教室 おひさま

通常どおり開所しますが、行事・イベントは行いません。

■小学校臨時休業に関わる学童保育開設について

(1) 利用できる児童の要件

①家庭外労働

保護者（祖父母を含む）が常時昼間家庭外で仕事をするため、児童の監護ができない場合。（保護者の昼間午前8時00分～午後5時30分までの監護が1ヶ月におおむね15日以上欠ける場合）

②母親の出産等

母親の出産前後（産前6週、産後8週）であつたり病気等により、配偶者（祖父母を含む）がその児童の監護ができない場合。

③児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者（祖父母を含む）が常時その介護にあたっており、その児童の監護ができない場合。

(2) 開設場所

◎白川町町民会館

◎佐見ふれあいセンター

(3) 開設日と時間

◎開設日

4月8日～4月17日までの月曜日～金曜日

■ストップ新型コロナ2週間作戦について

岐阜県では、4月4日（土曜日）から19日（日曜日）までの2週間を、「ストップ新型コロナ2週間作戦」として、重点的に感染拡大防止対策を実施しています。不要不急の外出を控えることと、感染条件が高まる3条件（密閉空間、密集場所、密接場面）がそろう場を徹底的に避けることが対策の柱です。

この難局を乗り切るため、少しでも早く以前の生活に戻すため、期間中の自粛にご協力くださいますようお願いいたします。